

## 深井新田の渡しについて

2024・4・10 田村哲三

江戸時代深井新田に本当に渡しがあったのか。明治期以降については東葛飾郡誌にも掲載されているように渡しはあった。では分断された当時はどうであったか。明治13年の迅速図を見ると、中野久木と平方村新田の境界辺りにはあるが深井新田には渡し場がない。ならば江戸時代にもなかったのではないか。この疑問を解く鍵を寛保元年（1741）6月の西深井村と中曽根下谷新田の郷差出帳（郷帳）で探ってみた。郷帳は村が名主、組頭、百姓代の名で田中藩船戸代官島貫七郎右衛門に差し出したもので、田畑の面積、石高、石盛、本田、新田、開発、見取場、山林、草場、日本橋や加村河岸への距離、寺、堂、寮、神社、石橋、用水、堤、本百姓、水飲、座頭、野馬追木戸番、男女人口、家屋数、酒屋、造酒屋、落馬捨場、馬数などあらゆるものを記述して差し出したものである。これから解説する中曽根下谷新田の郷帳には西深井之内とある。

### 中曽根下谷新田郷帳

古検高は901石8斗 この年号はわからないとしているが、宝永5年（1708）の検地高は「古見地差置候」としているのが、宝永の石高はこれを採用したことになる。この高は元禄15年（1702）の西深井村、流山村、鱈崎村の高をはるかに上回る。つまり流山市域においては最も石高が高かったといえる。寛保元年の検地では江戸川の付け替えで田畑が潰地となった面積があり石高は635石7斗6升3合3勺とある。この高も市域の村の中では最も高い。江戸川で分断後も市域で最も石高が高かったことがわかる。記載内容は先に挙げたとおりであるが、水田地帯だけに山林や、野原、馬草場、鉄砲、落馬捨場、野馬除土手はないとしている。この中で注目すべきは①船を所持していないこと、渡船場がないこと ②名主2名、組頭4名、百姓代5名とあること ③6町7反6畝23歩見取場（流作場）供に伊那半左衛門代官 とある。次に中曽根下谷新田が深井新田の渡しと関係がるのかについて解説します。

### 中曽根下谷新田と深井新田は同じ

中曽根下谷新田は前記したように市域で一番の石高であった。しかし、流山の歴史の中にはほとんど出てこない、『ふるさと流山のあゆみ』では流作場として掲載されている。一方『日本歴史地名体系12』（平凡社）には深井新田とも言った、とある。635余石の高がある新田が流作場であるはずがない。そこで吉川市深井新田に行って神社や寺院跡にある石仏を調査したところ、中曽根下谷新田の名は見られずすべて深井新田であった。また、深井新田の絵図（江戸川付け替え前と後）の所持者であった多々良茂氏を訪ねご意見も拝聴した。しかし、中曽根下谷新田については何も知らず、ここは昔から深井新田であるとのこと。それを裏付けるものが「報徳之碑」でこの地の開発に関する経緯が刻まれていた。そこには深井新田、平方新田、尼屋新田とある。また、多々良

家が所持していた江戸川付け替え前と後の絵図を見ると、絵図の記載事項と郷帳の記載は一致する。つまり深井新田と中曽根下谷新田は同じで、通常は深井新田と呼ばれたが、田中藩に提出の郷帳には中曽根下谷新田と記した。その理由は不明で今後の研究を待たなければならないが、田中藩の事情があったとも考えられる。

#### 江戸時代、深井新田に渡しはなかったとする理由(前記注目から)

注目① 深井新田は船を所持していない、渡し場がない。村内に渡しがあれば当然船を所持していなければならない。また、領主にその所持や渡し場を届けなければならない、ことから渡し場はなかった。

注目② 村3役(名主、組頭、百姓代)が2組で郷帳を作成している。その理由は深井新田には村内に2つの村組織が存在した。つまり、江戸川付け替えで分断された村は、それぞれに村3役を置いて運営していたと考えられる。ということは従来言われていたように、住まいと農地が分断されそのための渡しがあった説には根拠がない。独立した村落なら日常的に行きかう必要はなかった

注目③ 中曽根下谷新田内に代官支配(天領)の流作場があった。流作場は江戸川の一部であるから天領なのは当然である。絵図にみる「御用地御新田」がこれにあたる。天保郷帳にある深井新田高10石もこれである。郷帳では深井新田を中曽根下谷新田とし、深井新田内の流作場を深井新田としている。なお明治2年、田中藩の国替えにともない中曽根下谷新田(深井新田・田中藩)と深井新田(流作場・天領)は合併し深井新田となった、とされている。言い換えれば深井新田(田中藩領)と深井新田(天領)が合併して深井新田(葛飾県)になった。

\*以上のように深井新田には渡しはなかったが、江戸川右岸の深井新田が全く左岸に渡らなかったのか、というとそうではなく必要に応じて渡った。深井新田は西深井の村民によって開発されたから、西深井には親類縁者はいたであろうし、西深井の寺社の檀家や氏子もいたであろう。その人たちは渡船をした。渡船場は下流の中野久木の渡しか上流の今上渡しを利用したものと考えられる。中野久木の渡しは分断によって対岸に農地ができたので作場渡しがあった。なお、明治17年に埼玉県吉屋村と千葉県中野久木の本渡しの賃金を埼玉県令に申請している。